

本校生徒としての心得（学則）

この心得は、本校の生徒が健康で明るく充実した学校生活を送るために必要な事柄を示したものです。

この心得を守り、本校の伝統を受け継ぎより良い校風の樹立のために努力しましょう。

1 学習について

(1) 勉学には自分から進んで真剣に取り組む。

①授 業：授業は規律ある態度で受ける。

②試 験：試験は公明正大な態度で受ける。

③家庭学習：家庭においても自発的に学習する。

(2) 興味・関心を狭い分野に特定せず、幅広い教養を身につける。

(3) 将来の進路について真剣に考え、その目標に向けて努力する。

2 特別活動について

(1) 生徒会活動：生徒会会員としての自覚を持ち積極的に参加する。

(2) 部活動：自分の特技や興味・関心に基づき、積極的に参加する。

(3) 社会教育活動：地域社会における各種行事には積極的に参加する。

3 生活について

(1) 規則正しい生活習慣を身につけるよう心がけ、心身共に健康であるよう努める。

①健康：自己の健康管理に努め、体力の向上を図る。

②安全：生命を尊重し、事故の防止に努める。

③環境：学習・生活環境の美化・整備に努める。

(2) 集団生活を営むために、各自が責任ある態度で行動する。

①服 装：服装規程を守り、本校生徒としてふさわしい服装をする。

②礼 儀：節度を守り、礼儀正しくする。

③交 際：互いの人格を尊重し、明朗で誠実な交際をし、友情を深める。

④所持品：学校には必要でないものを持ち込まず、金銭などの貴重品は責任を持って管理する。

(3) 社会生活を営むために必要なマナーを身につける。

①公共道徳：社会の一員であることを自覚し、責任ある行動に努める。

②礼儀：思いやりを持ち、誠実な態度で人に接する。

(4) 交通安全について

①交通法規を守り、事故の防止に努める。

②学校で定める交通安全規程を守る。

服装規程

(目的)

第1条 本校生徒としての自覚の確立と愛校精神の高揚を図るために次の規程を定める。

(指定制服)

第2条 北海道蘭越高等学校スクールユニフォーム仕様書(別紙)による。

(男子制服)

第3条 北海道蘭越高等学校制定の男子制服を着用する。

2 指定制服の改造・改変は禁止する。

(男子夏季略装)

第4条 男子夏季略装を次のように定める。

- 一 本校指定のワイシャツ(ポロシャツ)とする。
- 二 ズボンは、本校指定のものとする。

(女子制服)

第5条 北海道蘭越高等学校制定の女子制服を着用する。

2 指定制服の改造・改変は禁止する。

(女子夏季略装)

第6条 女子夏季略装を次のように定める。

- 一 本校指定のワイシャツ(ポロシャツ)とし、ベストの着用の有無は任意とする。
- 二 スカート・ズボンは本校指定のものとする。

(略装許可)

第7条 次に掲げる場合について略装を認める。

- 一 夏季略装期間(目安) 6月1日～9月30日
- 二 特に校長が許可した期間

(制服に準ずる服装)

第8条 北海道蘭越高等学校指定制服に準ずる服装を次のように定める。

- 一 ソックスは男女とも原則として無地又はワンポイントとし、派手な色をさける。
- 二 ネクタイは必ず着用するものとする。
- 三 女子のストッキングは原則として無地で黒・紺のみとする。
- 四 体育授業及び、体育的学校行事は本校指定の体育用ジャージを着用する。
- 五 屋内用運動靴は本校指定のものを着用する。
- 六 通学に際してはサンダル、又はそれに類似したものの着用を禁止する。
- 七 ブレザーの下に着用するセーターの色は黒、紺、白、グレー、とする。ただし行事等においては本校指定ベストとする。

(髪型等)

第9条 頭髪について次のように定める。

- 一 本校生徒として、ふさわしい髪型とする。
- 二 頭髪のパーマ加工又はそれに類似した加工は禁止する。
- 三 頭髪の脱色・染髪は禁止する。

第10条 女子における頭髪のリボン等の髪飾りは華美にならないものとし、特に行事等においては黒・紺の以外のものは禁止する。

第11条 化粧等、それに類似したことは禁止する。

第12条 指輪、ネックレス等又それに類似したものの着用は認めない。

(その他服装に関する事項)

第13条 冬期間のオーバーコート類は、華美にならないものとする。

第14条 学校行事等においては、その行事の特性に応じた服装を指示することがある。

(異装)

第15条 本校指定制服が着用できない事情のあるときは、異装を申し出て指示に従う。

- 一 異装の時は、本校指定ジャージを着用する。
- 二 止むを得ない事情のあるときは、異装届けを担任へ提出し、生徒指導部の許可を受けることが必要である。

(違反の時)

第16条 本規程に著しく違反があり、改善が必要と校長が判断したときは、特に指導することがある。

(指定制服販売店)

第17条 北海道蘭越高等学校指定制服販売店を町内商店の中から指定し、この指定販売店のみで制服販売する。